

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会子育てサロン事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、子育て支援のために地域で子育てサロンを運営する団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象活動)

第2条 助成の対象となる活動は、次の各号の要件を満たす活動とする。

- (1) 地区社協、小学校区及び自治会単位等の小地域を範囲とし、親子を対象とした子育てサロン活動
- (2) 市内に活動拠点を置く団体の活動
- (3) 概ね月1回以上実施されること。
- (4) 対象となる住民に広く参加の呼びかけがされていること。
- (5) 市の補助金等を受けていないこと。

(助成対象経費及び助成金)

第3条 助成対象経費及び助成金交付額は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費 子育てサロン運営に必要な経費
 - (2) 助成金交付額 予算の範囲内で年額3万円を限度とする。
- 2 当該年度に新規に助成金の交付を申請する団体であって、その活動期間が6箇月に満たない又は隔月で活動するときは、月割りで助成金を交付する。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、子育てサロン事業費助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出する。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の交付申請を受けたときはその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、子育てサロン事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた団体は、請求書（様式第3号）を会長に提出する。

(事業の報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体は、事業の完了する年度末に、子育てサロン事業実施報告書（様式第4号）により報告をする。

(事業の調査)

第8条 会長は、助成事業の運営状況や経理状況を調査することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。